

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、協同組合吉岡専門店は令和八年九月三十日で利用終了しました共通商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

協同組合 吉岡専門店会

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

共通商品券（一枚 五〇〇円）

3. 払戻しの申出期間

令和八年十月一日から令和八年十二月二五日まで

受付時間は、午前十時～午後四時（土、日、祝日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. 申出及び払戻しの方法

くろかわ商工会大和事務所に未使用の「共通商品券」を持参してください。

確認の上、その場で現金と交換いたします。

※持参出来ない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先をくろかわ商工会大和事務所までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「共通商品券払戻申請書」を送付致します。

必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の共通商品券を同封の上、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用の共通商品券を確認し、指定口座へ振り込みます。（振込手数料は当社にて負担いたします。）

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用致しません。

5. お問い合わせ先

協同組合 吉岡専門店会（くろかわ商工会大和事務所内）

〒九八一―二六二六 宮城県黒川郡大和町吉岡南二丁目四番十号

電話番号 〇二二―三四五―三一〇六